江差町公の施設指定管理者募集要項

（「江差追分会館・江差山車会館」・「江差町文化会館」）

趣 旨

「江差追分会館（以下「追分会館」という。）及び江差山車会館（以下「山車会館」という。）並びに江差町文化会館（以下「文化会館」という。）」各施設の設置目的に従いながら地域文化施設という共通性を生かし、効率的な運営を図り、一体となってその機能が発揮されるように３施設一括の管理を行う指定管理者を次のとおり募集します。

記

１ 対象施設の名称と設置目的（建物構造概要は別添業務仕様書参照）

名　　称	設　置　目　的	所　管　課
追分会館･山車会館（併設）	郷土民芸の保存伝承及び姥神大神宮渡御祭の文化伝承、更には、地域産業、観光振興を図る。	江差町 追分観光課 江差追分係
文化会館	檜山広域圏住民の教育文化の向上と、個性豊かな地域文化の創造を図る	江差町教育委員会 社会教育課 社会教育係

２ 指定期間

２０１９年４月１日から２０２４年３月３１日まで（５カ年）

３ 申込資格

指定管理者の指定に係る申込資格は、次のとおりとします。

法人その他団体（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

（１）法律行為を行う能力を有しない者。

（２）破産法で復権を得ない者。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項（同項を準用する場合を

含む。）の規定により江差町における一般競争入札等の参加を制限されている者。

（４）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法という。」第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。

（５）国税及び地方税を滞納している者。

２．その他申込資格に関して必要な、町長等が定める事項。

（１）文化会館と同規模のホールにて１年以上の音響等技術操作経験者を２名以上確保できること。

（２）渡島・檜山管内に事業所等を有すること。

（３）現地説明会に参加すること。

（４）上記以外の申込資格に関して必要な事項は、町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）が別に定める。

４ 申込に関すること

（１）受付期間　２０１９年２月４日（月）から２月８日（金）まで

ただし、午前９時から午後５時までに限る。

（２）提出方法　下記（４）の申込書類を持参の上、必要部数を提出してください。

（※郵送による受付はいたしません。）

（３）提 出 先　江差町教育委員会　社会教育課　社会教育係

江差町字中歌町１９３番地１　江差町役場２階

電　話 ０１３９－５２－１０４７

ＦＡＸ ０１３９－５２－０２３４

（４）申込書類及び提出部数

書　　類　　名	部　　数
（１）公の施設に係る指定管理者の募集申し込み（別記第１号様式）	１部
（２）当該施設の管理に関する事業計画書（様式第２号）	１０部
（３）当該施設の管理に係る収支計画書（様式第３号）	１０部

（４）申請資格を有することを証する書類 ア法人登記簿の謄本 イ定款又は寄付行為（法人以外の団体の場合にあっては、規約その他これらに類する書類及び構成員名簿） ウ 代表者の身分証明書（非法人の場合） エ　申込資格に関する申立書（別記第２号様式） オ　国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記第２号様式） カ　前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類 キ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。） ク　現事業年度の収支予算書及び事業計画書 ケ　団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書 コ　団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類	 ２部 ２部 ２部 ２部 ２部 ２部 ２部 ２部 ２部 ２部
その他　　１年以上同種又は類似業務を実施した経歴書等	１部

（５）その他の事項

ア 提出された申込書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできません。

イ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 町長等が指定管理者の選定に関し必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

エ 申込書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しません。

オ 申込書類の著作権は、申込者に帰属しますが、町長等が指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合には、申込書類の内容を無償で使用できるものとします。

カ 申込書類は、江差町情報公開条例に基づく情報公開請求により公開されることがあります。

キ 申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

ク　申込に関して必要となる費用は、申込者の負担とします。

コ　町長等が提供した資料等は、申込に係る検討以外の目的で使用することを禁じるとともに、この検討の目的内であっても、町長等の承諾を得ることなく、第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

~~サ　同一の団体が複数の申込をすることはできません。~~

５　選定基準

（１）事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

（２）事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（３）事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

（４）前３号に掲げるもののほか、当該公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

６　管理の基準

（１）開館時間及び休館日

次の表に掲げる時間及び日を標準として、指定管理者が町長等の承認を得て定める時間及び日

名　　称	江差追分会館・江差山車会館・江差町文化会館
開館時間	午前９時から午後１０時まで 但し、江差山車会館は午前９時から午後５時まで
受付時間	午前９時から午後５時まで
休　館　日	ア　毎週月曜日及び祝日の翌日 （※追分会館、山車会館については、４月～１０月末まで無休） イ　年末年始の１２月３１日から翌年の１月５日まで

※指定管理者が特に必要があると認めるときは、町長等の承認を得て臨時に開館時間を変更し、開館日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができます。

※追分会館及び文化会館において、町長等の承認を得て夜間の貸館業務がない日の午後５時以降は閉館することができます。

（２）利用の許可及び制限に関する事項

江差追分会館条例・同施行規則並びに江差山車会館条例・同施行規則及び江差町文化会館条例・同施行規則に定めるところにより行うものとします。

（３）関係法令の遵守

前号に掲げるもののほか、次に掲げる法令等及びこれらと関連する法令等を遵守して業務を遂行するものとします。

ア地方自治法、行政手続法ほか行政関連法規地方自治法

イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法規

（４）個人情報の取扱い

ア 指定管理者には、江差町個人情報保護条例（平成13年条例第２号）の規定により、その管理業務に係る個人情報の管理について、町長等と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限等）が課せられます。

イ 指定管理者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、懲役又は罰金の処罰が課せられます。（指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は職務を退いた後においても、同様です。）

ウ 江差町個人情報保護条例に基づき、町長等を通じて、管理業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとします。

（５）情報公開

江差町情報公開条例（平成１３年条例第１号）に基づき、町長等を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとします。

（６）文書の管理・保存

ア 管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書については、江差町役場処務規程（平成１６年訓令第２号）の規定の例により、適正に管理・保存することとします。

イ 指定期間終了時又は指定取消し時には、その指示に従ってこれを町長等に引き渡していただくことになります。

（７）江差町行政手続条例の適用について

指定管理者は、江差町行政手続規則（平成10年規則第１０号）の「行政庁」に該当するため、

利用許可等の処分については、同規則の定めに従って行うことになります。

（８）環境への配慮

管理業務の実施に当たっては、次のような環境への配慮に留意してください。

ア 環境に配慮した商品・サービスの購入の推進並びに廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理

イ 電気、ガス、ガソリン、上下水道等のエネルギー使用量の削減

（９）業務の一括委託の禁止

管理業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、その一部について、あらかじめ町長等が認めるときは、この限りではありません。

(10) 町内における再委託、調達等

管理業務の実施に当たり、再委託、物品の調達等を行う場合は、江差町経済の活性化及び町内企業育成のため、江差町内の企業を最優先として活用してください。

7 管理業務の範囲

指定管理者が行う業務の詳細については、別紙各施設の指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

8 利用料金に関する事項

利用料金制については導入しません。

9 管理業務に要する経費及び経理に関する事項

（１）指定管理者の収入及び業務に必要な経費

町長等は、指定管理者に対して、管理業務に必要な経費を、予算の範囲内で、指定管理料として支払います。

ア 指定管理料の金額及び支払時期については、指定管理者と協議の上、協定において定めます。

イ 町長等が支払う指定管理料の基準上限額は、２０１９年度は６２，２７０千円で２０２０年度からは６２，９８１千円です。

内訳は、「江差追分会館・江差山車会館」分として２０１９年度は３０，１９０千円で２０２０年度からは３０，４８９千円、「江差町文化会館」　として２０１９年度は３２，

０８０千円で２０２０年度からは３２，４９２千円です。

ウ イの「基準上限額」とは、施設の管理運営に当たり、最低限実施すべき業務に必要な経費の見込額であり、町長等が指定管理者に支払う額の目安となる額です。指定管理料の額は、この上限額の範囲内で、指定管理者が申請時に提案した額を基本として、町長等と指定管理者が協議して定めることになります。

エ 管理業務を適切に実施する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても補てんは行いません。

（２）経理に関する事項

ア 管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で適切に管理し、かつ、施設の管理業務、自主事業及びその他の業務に係る経費を区分して整理してください。

イ 修繕・改修等について

（ａ）施設の大規模な修繕、改造、増築等に係る費用については、町長等の負担とし、日常の管理業務で発生する軽微な修繕等に係る費用については、指定管理者の負担とします。

（ｂ）各施設の修繕等については、原則として、１件につき一定額以上のものについては、町長等の費用と責任において実施するものとし、１件につき一定額未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとします。

（ｃ）（ｂ）の「一定額」とは、10万円を目安とすることとし、当該額を斟酌して指定管理者が申請時に提案した額を基本として、江差町と指定管理者が協議して定めることになります。なお、この「一定額」には、消費税及び地方消費税の額を含むものとします。

（ｄ）指定管理料の修繕等により生じた更新施設等は、すべて江差町に帰属するものとします。

ウ 備品等について

（ａ）町長等が備え付けている備品は、指定管理者に無償で貸与します。

また、経年劣化等による備品の更新に係る費用は町長等が負担し、指定管理者の責任で滅失し、又は損傷した備品の補充については、指定管理者が負担することを基本としますが、個別については別に協議とします。

（ｂ）備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達していただきます。なお、調達した物品については、指定管理者に帰属するものとします。

（３）事故、火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故、火災等が発生した場合は、当該事故の処理

に要する費用については、町長等の負担とします。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設の利用者、第三者又は町長等に損害を与えた場合は、指定管理者は、その損害を賠償しなければなりません。このため、指定管理者は、あらかじめ損害責任に対処できるように損害賠償責任保険等の適切な保険に加入してください。

ウ 指定期間中の物価変動、金利変動、税制改正その他の法令改正等に伴う経費の増加等は、添付のリスク分担表のとおりとします。

10 自主事業

（1）自主事業の提案

指定管理者は、募集施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により、各施設を活用し、独自に企画・計画した自主事業を提案することができ、町長等の承認を得てこれを実施することができます。

（2）行政財産の目的外許可

指定管理者が自らの提案に基づいた飲食・物販等の自主事業を行うに当たっては、町長等の使用許可を得た上で行政財産の目的外使用許可に係る使用料の支払が必要になる場合があります。

11 現地説明会の開催

（1）日　　時　　２０１９年1月２２日（火）午後１時から　江差追分会館・江差山車会館

２０１９年1月２２日（火）午後３時から　江差町文化会館

（2）参加方法　　参加される団体は、団体名、連絡先、参加者名を明記の上、郵便、ファクシミリ又は持参により、説明会の前日の正午までに申し込みください。ただし、参加者数は、１団体につき２人までとします。

（3）そ の 他　　説明会に参加しなかった団体については、申込を行うことができませんので、申込を予定している団体は、必ず出席してください。

説明会に出席する際は、募集要項及び業務仕様書をご持参ください。

12 質問の受付及び回答

（1）受付期間　　２０１９年1月１６日（水）から1月２５日（金）まで

（2）質問方法　　質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、郵便、ファクシミリ又は持参によ

り提出先（教育委員会）に提出してください。（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前９時から午後５時まで）

（３）回答方法　　受け付けた質問に対する回答をとりまとめた上で、順次回答します。

13 審査及び選定

（１）選定方法

指定管理者の選定に当たっては、江差町が設置する指定管理者選定委員会において、申込者のうち、申込資格の要件を満たす者について審査を行い、選定基準に照らして最も適当と認める団体を候補者として選定します。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

（２）申込者に対する聴き取り調査

選定に際し、必要に応じて聴き取り調査を行うことがあります。この場合における日程等については、次のとおりです。

・期日　２０１９年２月１３日（水）午後１時３０分　江差町役場

（３）選定結果のお知らせ

選定の結果については、２０１９年２月中旬までに申込者全員に文書で通知します。また、江差町のホームページに選定結果の概要を公表します。

14 その他の事項

（１）接触の禁止

この施設の選定等に係る業務に関係する江差町又は教育委員会の職員との接触により、申込及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格や指定の取消しをすることがあります。

（２）管理業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに町長等に報告することとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難になったとき、又はそのおそれが生じたときは、町長等は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者がその期間

内に改善することができなかった場合等には、町長等は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

アにより指定管理者の指定が取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、町長等に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他町長等及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、町長等と指定管理者は、管理業務の継続の可否等について協議し、継続が困難と判断した場合は、町長等は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとします。

エ 災害等緊急時の場合

追分会館及び文化会館は、江差町防災計画における避難所となっており、地震等の災害発生時には、町民の避難場所として使用する場合があります。

指定管理者は、災害対策本部の指示に従って、適切な対応ができるよう体制を整備してください。

（３）他の候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について江差町議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの要項に定める事項に違反したとき、若しくは協議が成立しないとき、江差町議会が指定に係る議案を否決したとき、又は指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者の候補者の選考において他の候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

（４）その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、江差町及び江差町教育委員会と指定管理者の双方が誠意を持って協議することとします。

（５）指定管理者の指定手続き等

当該募集は平成３０年度補正予算（債務負担行為）成立前に予算成立前準備行為として実施するものであり、同予算不成立の場合には審査にかかわらずこの手続きはなかったものとします。また、指定管理者の候補者に選定された団体については、指定管理者として指定する議案を江差町議会（平成３１年第１回定例会を予定）に提案し、可決後に指定管理者として指定します。

15 お問い合わせ先

○追分会館・山車会館

江差町　追分観光課江差追分係

江差町字中歌町193番地3（江差追分会館内）

TEL　0139-52-5555　FAX　52-5544

○文化会館

江差町教育委員会　社会教育課社会教育係

江差町字中歌町193番地1　　江差町役場2階

TEL　0139-52-1047　FAX　52-0234